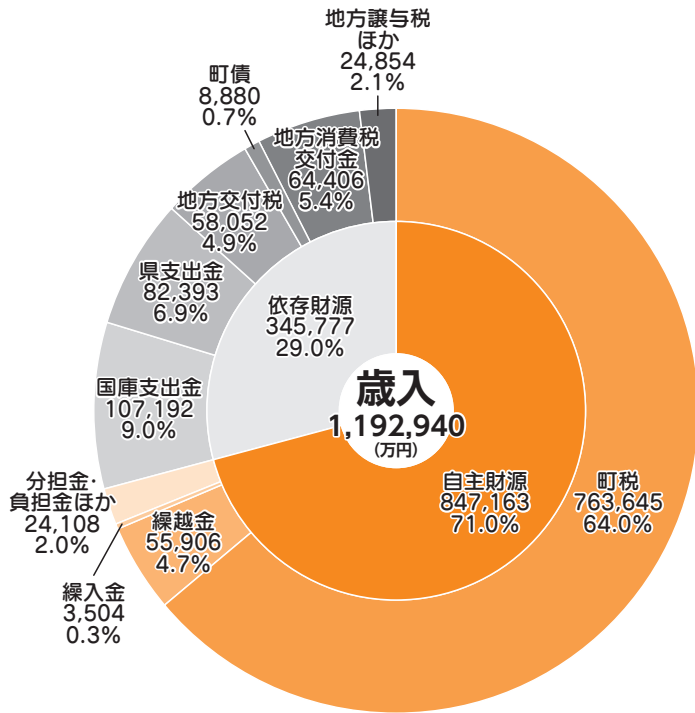


平成27年度 決算の報告

平成27年度(27年4月～28年3月)の決算がまとまり、9月議会において認定されましたので、その概要についてお知らせします。また、詳細な数値等については、町ホームページにて公表しています。

一般会計の決算額は、歳入119億2,940万1,613円(前年比+13.1%)、歳出113億361万4,539円(前年比+13.2%)となりまして、差引額6億2,578万7,074円は28年度へ繰り越します。



歳入

町税収入は法人町民税収の増収等により、前年比18億8,760万円(+32.8%)と大幅な増額となりました。

一方、税収増から、財政調整基金等の取崩しを取りやめたことで、繰入金は、前年比3億1,598万円減額(▲90.0%)しています。

また、26年度までは小中学校の大規模改修事業を行っていたことなどにより、国庫支出金(▲9,194万円:▲7.9%)および町債(▲2億9,430万円:▲76.8%)収入も前年よりそれぞれ減額となっています。

依存する財源の額は、前年比2,602万円のわずかな減少でしたが、税収増に伴う自主財源の増の影響で、依存財源の割合は前年比6.3ポイント低くなっています。

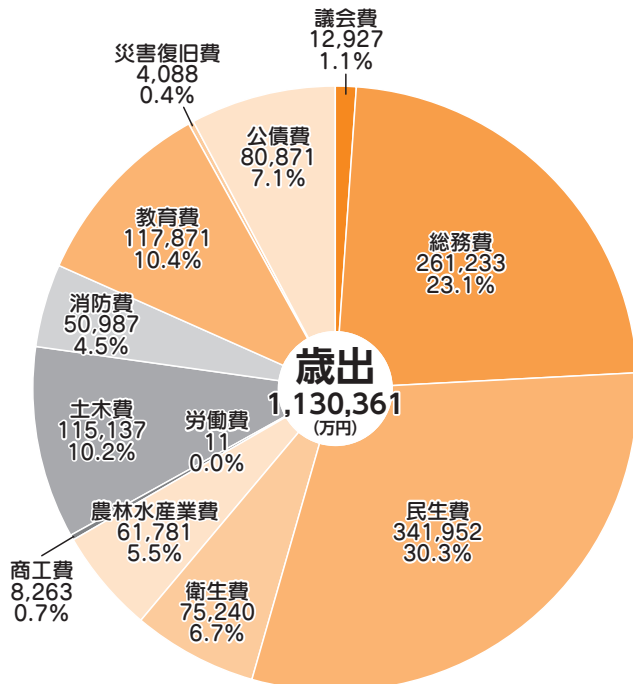
歳出

目的別に見ると、民生費の割合が一番多くなっています。障害者福祉事業(5億3,987万円)や児童医療費等支給事業(1億7,710万円)といった社会保障に対する事業経費が年々増加(+6.3%)しています。

次に総務費が多いのは、税収増に伴う余剰金分などを財政調整基金に積立金として支出していることによるものです。

27年度より進めています防災行政無線等整備事業(5,937万円)により、消防費は前年比6.0%増加(+2,901万円)しています。

また、27年9月の台風18号の被害にあった蓼沼橋および桃畑運動公園などの復旧事業費が、災害復旧費として計上されています。



特別会計及び水道事業会計の決算

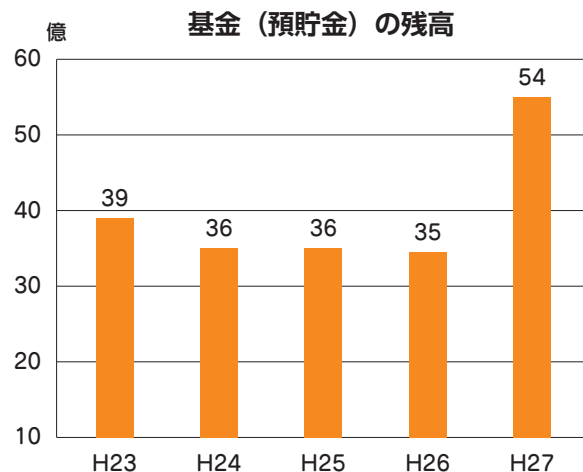
特定の事業を行うために、一般会計とは区別して経理される各会計の決算は下表のとおりです。決算の差引額については、それぞれ28年度へ繰り越されます。

会計	歳入 (前年比)	歳出 (前年比)	差引額	概要
国民健康保険事業 特別会計	38億9,201万円 (+9.4%)	37億4,216万円 (+11.4%)	1億4,985万円	保険給付費
介護保険事業 特別会計	19億7,707万円 (+6.0%)	18億3,766万円 (+3.0%)	1億3,941万円	介護サービスへの 給付費
後期高齢者医療 特別会計	2億1,525万円 (+3.2%)	2億 850万円 (+2.8%)	675万円	後期高齢者医療広域 連合への納付金
公共下水道事業 特別会計	12億 421万円 (▲11.8%)	11億7,262万円 (▲12.6%)	3,159万円	下水管布設工事費や 処理場の維持管理費
農業集落排水事業 特別会計	3億1,824万円 (+8.1%)	3億 509万円 (+6.6%)	1,315万円	4地区処理施設の 維持管理費
水道事業会計 (収益的：営業面)	6億2,467万円 (+0.9%)	5億4,340万円 (▲1.0%)	8,127万円	配水場の維持管理費

基金の残高

一般会計、特別会計を合わせた町全体の基金【預貯金】の27年度末残高は、**53億8,297万円**(前年比：+18億7,915万円)となりました。なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、171,454円(+59,507円)となります。

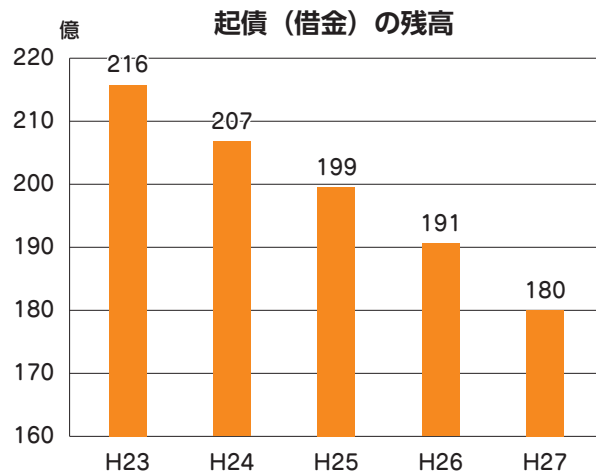
法人町民税収入の増額分は、28年度以降予算の財源として活用していくために、財政調整基金(+16億5,970万円)や義務教育施設整備基金(+1億円)にそれぞれ積み立てました。



起債の残高

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町全体の起債【借金】の27年度末残高は、**179億9,105万円**(前年比：▲10億7,496万円)となりました。なお、起債残高を町民1人あたりに換算すると、573,036円(▲36,121円)となります。

道路整備事業や防災行政無線整備事業、公共下水道事業等のために、計2億9,720万円を新たに起債【借金】しましたが、これは27年度の元金返済額13億7,216万円を大きく下回るため、総残高は本年度においても減少しています。

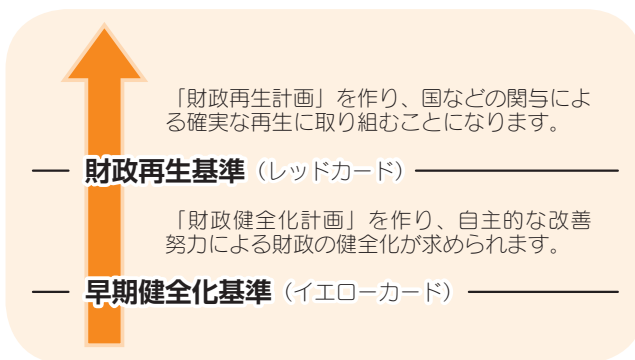


町の健全化判断比率 (平成27年度)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

結果としまして、健全化判断比率は4指標ともに「健全」段階となっています。

また、資金不足比率についても、全ての会計において、「健全」段階となっています。



①実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

②連結実質赤字比率

全ての会計を合算して、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③実質公債費比率

町債(借金)の返済のために、町税等の経常的な収入がどれくらい使われているかを指標化し、財政負担の度合いを示すもの。

④将来負担比率

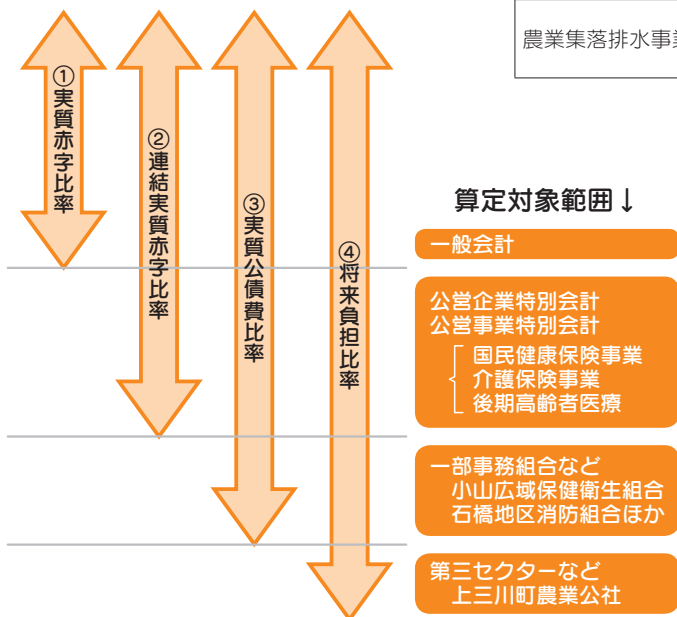
町が将来に向けて負担することになるお金の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示すもの。

健全化判断比率

指標	上三川町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	14.08%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	19.08%	30.00%
③実質公債費比率	6.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— (負担残高なし)	350.0%	—

資金不足比率

会計	上三川町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.00%
公共下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	



※資金不足比率

公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。「健全」段階と「経営健全化」段階との2つに区分されます。